【保険薬局様向け】

在宅患者訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導フローチャート

保険薬局から病院へ依頼する場合

医師が提案する場合

ケアマネジャー・他職種が提案する場合

患者・家族から相談があった場合

医療福祉相談室へ相談又は「市立旭川病院ホームページ」からアクセス

相談を受けた医療福祉相談室は、訪問指導を実施している保険薬局と協議する

保険薬局は、『在宅患者訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導実施　伺い書』をダウンロードし、必要事項を記載して**医療福祉相談室へ郵送**する

医療福祉相談室は依頼内容を確認の上、医事課　診断書代行に『指示書』作成業務を依頼する

医事課　診断書代行は医師へ『指示書』の作成を依頼、診療情報提供書料Ⅰの算定を行う

医療福祉相談室は直近の受診日に医師へ「処方せんコメント」の入力を依頼する

①医師は保険薬局に対する『訪問薬剤管理指導指示書・診療情報提供書』を作成する
②医師は処方せんに「在宅患者訪問薬剤管理指導」（医療保険）または「居宅療養管理指導」（介護保険）のコメントを記載する

医事課　診断書代行はできあがった『指示書』を医療福祉相談室へ提出する

医療福祉相談室は『指示書』を保険薬局へ返信用封筒にて郵送する

保険薬局は、訪問指導実施後、『在宅患者訪問薬剤管理指導報告書』ならびに『薬学的管理指導計画書』を作成し、**医事課　診断書代行へ提出する**

医事課　診断書代行は『報告書』『計画書』を外来へ送る

外来看護師は医師に確認を受ける